

特定非営利活動法人青梅こども未来定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人青梅こども未来という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもの自ら育とうとする力を引き出し、応援していくための各種支援事業、親の立場からの子育てを内外から支えるための総合的支援事業を行う。また、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が出会い交流することで、皆が安心して暮らす環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業
- (2) 行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流等に関する企画提供と講座等を開催する事業
- (3) 親や子どもの各種相談事業や、障害児をトータルサポートするための相談や講習会を開催する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以内
- (2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を代表理事、2人以上4人以内を副代表理事とする。他に5人以内の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は理事会の決議に基づき、この法人の業務を取り扱う。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の通常社員総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦を経て代表理事が委嘱し、任期は2年とする。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事会の諮問に応える。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) 資産の管理の方法
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後に、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から15年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|--------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 300円 |
| (2) 年会費 | 正会員 | 1口 1,000円(1口以上) |
| | 賛助会員 | 個人1口 1,000円(1口以上) |
| | | 団体1口 10,000円(1口以上) |

別表 設立当初の役員

理事長	中城静江				
副理事長	高野悠子	新井千津	横手多喜子		
理事	蔵元洋子	山田淳子	高野智子	清水敬子	市川和子
	稲葉恭子	笹本 恵	高野和子	吉田由美子	
監事	高山典子	秋生千代			

令和7(2025)年度 事業計画書(案)

特定非営利活動法人青梅こども未来

1 事業実施の方針

- 1 保護者も子どもも安心して参加できる場を提供し、地域の子育て環境の充実を図る。
- 2 9事業を年間継続事業とし、常にその内容の充実と担当チームのスキルアップのため必要な研修を随時行う。
- 3 「コミュニティテラスみらい館プラス」にて「子ども第三の居場所:みらくる」事業を実施し、地域の大人が皆で子ども達を守り育てていくことを継続事業とする。
- 4 ホームページ・ブログ・フェイスブック・インスタグラム・ニュースレター等で活動内容を知らせると共に、子育て・子育てに役立つ情報を提供する広報活動に継続的に力を入れ、人と人が繋がる発信を続ける。また活動への理解者・支援者を増やせるよう努力する。
- 5 乳幼児を育てる母親の社会参加、0歳児親子支援を充実させ、孤立を防ぎ、仲間づくりを助ける事業に力を入れる。
- 6 「コミュニティテラスみらい館プラス」にて、特技を生かしたワークショップやイベントを開催する。
- 7 青梅市より受託する子育てひろばを運営する。東青梅市民センター:子育てひろば「おひさま広場」、S&Dたまぐーセンター(青梅市文化交流センター):子育てひろば「にこにこ」、河辺市民センター:子育てひろば「トイトイ」を通年開館し、子育て・子育て応援の充実を図る。
- 8 各市民センターで開催される体育館型・手遊び型の子育て支援事業にスタッフを派遣し、子育て・子育て応援を行う。
- 9 子ども達自身が心身の安全を確保するためのひとつの手段として有効な「CAP(子どもへの暴力防止プログラム)」を実施する。
- 10 子育て初期の親の不安を軽減し、子育て仲間作りの場を提供、「0歳児親子」を対象とした事業展開・啓発活動に力を入れる。第一子を育てる親のために「赤ちゃんがきた(BP1)～思春期から花開く0歳児期の育児～」を青梅市にファミリーーターを派遣し開催する。また、第二子以降の子どもを育てている母親を対象に「きょうだい生まれた BP2」、幼児の母親対象に「幼児とともに BP3」を実施する。
- 11 市民講師として東京都立青梅総合高校の「保育授業」に関わるなど、外部からの講師派遣依頼に随時対応する。
- 12 青梅市社会教育課との協働により、家庭教育講座～パパママカレッジ～を3回開催する。
- 13 青梅市より委託を受け市内5ヶ所の市民センターで0歳から3歳までの親子を対象とした7クラスの子育て支援講座事業を行う。その後は自主サークルに繋げ、対象年齢に応じた内容を提供し、親子に寄り添い、仲間づくり等社会参加を促す。また、より多くの親子が参加できるよう、外での行事等を単発事業として企画運営する。
- 14 コミュニティテラスみらい館プラスを利用して、子育て・子育てを応援する環境づくりに欠かせない地域の大人たちが元気に集える講座や、育児中の女性たちが資格や特技を活かして社会参加できる企画を「みらいカフェ」として実施する。
- 15 大人の女性を対象にした心と身体を健康に保つストレッチ体操サークル「チョコ美」を定期的で開催する。
- 16 多世代交流(乳幼児から高齢者までの居場所)事業として、「みらくるカフェ」を実施します
- 17 すべての年代が森とのつながりを意識する社会を目指して、森林環境指導者など森を守る活動の出来る人材を育てる。
- 18 行政関連委員会・青梅法人会女性部会役員会に参加し、市民の立場からより良い子育て環境づくり、街づくりのための進言と活動に努める。
- 19 市内市民センター文化祭や社会福祉協議会行事へ参加し、近隣市民と交流を図る。
- 20 親子や大人を対象としたボードゲームで集う会を開催し、ゲームを介しての楽しい時間を提供する。
- 21 地元の「イオンスタイル河辺」が展開する「幸せの黄色いレシート」に参加し、企業からの応援を受けるとともに、企業の地域および社会貢献事業に協力する。
- 22 文部科学省の「家庭教育支援チーム」として登録し、地域における家庭教育支援の要としての活動を続ける。
- 23 「青梅市子ども関連 NPO 団体連絡協議会(子梅連)」にて、それぞれの団体が持つ強みを活かしながら連携を強化し、市民への更なる活動の周知、青梅市への子育て関連施策の提言等を行う。また、年に1回、「子どもふれあいフェスタ」を行政等と協働で開催する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【49,953】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①子育て・子育てに関するネットワーク	ニュースレター「こども・おとなニュース」の発行	4月～8月 毎月1回	青梅市内及び近隣市町村	15	青梅市内及び近隣市町村住民	3200	3
(4)その他、目的を達成するために必要な事業	同上	9月～3月 毎月1回	青梅市内及び近隣市町村	21	同上	4480	5
①子育て・子育てに関するネットワーク	ホームページ、LINE Instagram、等での情報発信	4月～8月 随時	47都道府県	20	青梅こども未来の活動に興味関心のある方	不特定多数	150
(4)その他、目的を達成するために必要な事業	同上	9月～3月 随時	47都道府県	28	同上	不特定多数	210
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	乳幼児親子の居場所事業「親子スキンシップサークル」	9月～3月 9回	青梅市内市民センター	18	青梅市及び近隣市町村の乳幼児親子	270	135
②親も子どもも安心して参加できる講座・イベントの開催や、交流できる居場所を作る事業	インクルーシブな学びと遊びの居場所事業「Vivoくらぶ」	4月～8月 34回	みらい館プラス	60	青梅市及び近隣市町村の未就学児から中高生まで	85	129
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 64回	同上	116	同上	170	252
②親も子どもも安心して参加できる講座・イベントの開催や、交流できる居場所を作る事業	子ども第三の居場所事業「みらくる」(日本財団助成金事業)	4月～8月 基本毎週 火木土曜 88日	みらい館プラス	398	青梅市及び近隣市町村の乳幼児親子から高校生まで	1,286	3,750
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 基本毎週 火木土曜 116日	同上	554	同上	1,546	4,582
②親も子どもも安心して参加できる講座・イベントの開催や、交流できる居場所を作る事業	大人向け講座各種	4月～8月 5回	みらい館プラス	10	青梅市内及び近隣市町村住民一般	40	72
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 5回	同上	10	同上	40	72

②親も子どもも安心して参加できる講座・イベントの開催や、交流できる居場所を作る事業	体を整える女性のためのストレッチ体操講座「チョコ美」	4月～8月 50回	青梅市内各所	84	青梅市及び近隣市町村の子育て中と子育てを応援する女性	600	600
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 50回	同上	84	同上	600	600
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	青梅市内イベント主催及びボランティア参加「ちびっこランド」「おーちゃんフェスタ」「子どもふれあいフェスタ」	9月～3月 3回	青梅市役所他	39	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	3000	85
③乳幼児から高齢者までの多世代が出会い交流するための居場所を作る事業	多世代交流 木育おもちゃの広場・ボードゲーム会他	4月～8月 5回	青梅市内子育てひろば3か所	10	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	50	60
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 8回	同上	16	同上	80	96
③乳幼児から高齢者までの多世代が出会い交流するための居場所を作る事業	多世代交流「プログラミング倶楽部」「マリラク」「ギャラリーショップ」「フードパントリー」他	4月～8月 23回	みらい館プラス	46	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	142	133
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 32回	同上	63	同上	197	184
④誰もが特技や資格を活かし社会参加出来る企画提供とその運営事業	一日だけのお店体験「モノコトマルシェ」	4月～8月 3回	みらい館プラス	3	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	150	15
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 3回	同上	3	同上	150	15
⑤行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	青梅市からの常設子育て広場運営受託 子育てひろば「おひさま広場」「にこにこ」「トイトイ」	4月～8月 全広場年間 148日開館	青梅市内市民センター内	1,400	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	10,500	13,167
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 全広場年間 199日開館	同上	1,900	同上	14,600	18,435

⑤行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	青梅市主催親子教室講師派遣「親子スキップ教室」「子育てセンターひろば」	4月～8月 111回	青梅市内市民センター	206	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	1,592	1,094
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 146回	同上	1101	同上	2,677	1,567
⑤行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	青梅市放課後子ども教室推進事業「夕やけランド」コーディネーター	4月～8月 93回	青梅市内小学校3校	106	当該小学校の児童	2500	0
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 163回	同上	177	当該小学校の児童	6000	0
⑤行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	親子の絆づくり講座「BP1・BP2・BP3 プログラム」	4月～8月 18回	青梅市内各所	36	青梅市及び近隣市町村の乳幼児を育てている母親	122	288
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 19回	同上	38	同上	124	304
⑤行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	青梅市主催家庭教育講演会運営(ボランティア)	4月～8月 1回	青梅市役所・オンライン	3	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	50	0
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 2回	同上	9	同上	100	0
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	市内市民センター文化祭・自治会お祭り等へのボランティア参加	9月～3月 5回	同上	25	同上	3000	10
⑥行政、学校教育機関、他団体への子育て子育てに関する企画提供と事業実施	暴力防止プログラム「CAPワークショップ」「デートDV講座」他	4月～8月 10回	青梅市内及び川崎市内小中学校	30	当該学校の児童生徒及び保護者・教職員	300	450
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 10回	同上	30	同上	780	450

(2)行政、学校教育機関、他団体への子育ち・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	青梅市主催親子教室、居場所講師派遣事業 「親子スキンシップ教室」 「センターひろば」	4月～3月 270回	青梅市内市民センター	495	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	4520	2200
	暴力防止プログラム 「CAPワークショップ」 「デートDV講座」他	4月～3月 20回	青梅市内及び川崎市内外小中学校	60	当該学校の児童生徒及び保護者・教職員	600	720
	親子の絆づくり講座 「BP1・BP2・BP3プログラム」	4月～3月 37回	青梅市内各所	74	青梅市及び近隣市町村の乳幼児を育てている母親	1218	592
	青梅市主催家庭教育講演会～パパママカレッジ～ 運営(ボランティア)	4月～3月 3回	青梅市役所・オンライン	9	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	300	0
	青梅の森林をフィールドとした教育及び体験活動「森林教育関連講座」「親子森林体験」他	4月～3月 随時	青梅市内及び近郊森林他	120	青梅市及び都内の全世代の住民	360	3600
	講演会・研修講師の派遣	4月～3月 随時回	青梅市及び近隣市町村の各種団体、学校等	12	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	90	50
(3)親や子どもの各種相談事業や、障がい児をサポートするための相談や講習会を開催する事業	子育てに悩んでいる親や、友人関係などで悩んでいる子どもの生活場面面接	4月～3月 随時	子育て広場・みらくる等		青梅市及び近隣市町村の親や子	希望者 全員	0
	障がいを持つ子どもと親や、子どもに関わる大人のための生活場面面接や情報提供	4月～3月 随時	子育て広場・みらくる等		青梅市及び近隣市町村の親や子	希望者 全員	0
(4)その他、目的を達成するために必要な事業	ニュースレター「こども・おとなニュース」の発行	4月～3月 毎月1回	青梅市内及び近隣市町村	36	青梅市内及び近隣市町村住民	7680	130
	ホームページ、LINE Instagram、等での情報発信	4月～3月 随時	47都道府県	36	青梅子ども未来の活動に興味関心のある方	不特定多数	360
	スタッフ研修 救命救急・各種講座	4月～3月 12回	青梅市及び近隣市町村	15	青梅子ども未来スタッフ	400	10
					合計	51692	

令和8(2026)年度 事業計画書

特定非営利活動法人青梅こども未来

1.事業実施の方針

- 1 保護者も子どもも安心して参加できる場を提供し、地域の子育て環境の充実に図る。
- 2 4事業を年間継続事業とし、常にその内容の充実と担当チームのスキルアップのため必要な研修を随時行う。
- 3 「コミュニティテラスみらい館プラス」にて「子ども第三の居場所:みらくる」事業を実施し、地域の大人が皆で子ども達を守り育てていくことを継続事業とする。
- 4 ホームページ・ブログ・フェイスブック・インスタグラム・ニュースレター等で活動内容を知らせると共に、子育て・子育てに役立つ情報を提供する広報活動に継続的に力を入れ、人と人が繋がれる発信を続ける。また活動への理解者・支援者を増やせるよう努力する。
- 5 乳幼児を育てる母親の社会参加、0歳児親子支援を充実させ、孤立を防ぎ、仲間づくりを助ける事業に力を入れる。
- 6 「コミュニティテラスみらい館プラス」にて、特技を生かしたワークショップやイベントを開催する。
- 7 青梅市より受託する子育てひろばを運営する。東青梅市民センター:子育てひろば「おひさま広場」、S&Dたまぐーセンター(青梅市文化交流センター):子育てひろば「にこにこ」、河辺市民センター:子育てひろば「トイトイ」を通年開館し、子育て・子育て応援の充実に図る。
- 8 各市民センターで開催される体育館型・手遊び型の子育て支援事業にスタッフを派遣し、子育て・子育て応援を行う。
- 9 子ども達自身が心身の安全を確保するためのひとつの手段として有効な「CAP(子どもへの暴力防止プログラム)」を実施する。
- 10 子育て初期の親の不安を軽減し、子育て仲間作りの場を提供、「0歳児親子」を対象とした事業展開・啓発活動に力を入れる。第一子を育てる親のために「赤ちゃんがきた(BP1)～思春期から花開く0歳児期の育児～」を青梅市にファシリテーターを派遣し開催する。また、第二子以降の子どもを育てている母親を対象に「きょうだいが生まれたBP2」、幼児の母親対象に「幼児とともにBP3」を実施する。
- 11 市民講師として東京都立青梅総合高校の「保育授業」に関わるなど、外部からの講師派遣依頼に随時対応する。
- 12 青梅市社会教育課との協働により、家庭教育講座～パパママカレッジ～を3回開催する。
- 13 青梅市より委託を受け市内5ヶ所の市民センターで0歳から3歳までの親子を対象とした7クラスの子育て支援講座事業を行う。その後は自主サークルに繋げ、対象年齢に応じた内容を提供し、親子に寄り添い、仲間づくり等社会参加を促す。また、より多くの親子が参加できるよう、外での行事等を単発事業として企画運営する。
- 14 コミュニティテラスみらい館プラスを利用して、子育て・子育てを応援する環境づくりに欠かせない地域の大人たちが元気に集える講座や、育児中の女性たちが資格や特技を活かして社会参加できる企画を「みらいカフェ」として実施する。
- 15 大人の女性を対象にした心と身体を健康に保つストレッチ体操サークル「チョコ美」を定期的に開催する。
- 16 多世代交流(乳幼児から高齢者までの居場所)事業として、「みらくるカフェ」を実施する。
- 17 すべての年代が森とのつながりを意識する社会を目指して、森林環境指導者など森を守る活動の出来る人材を育てる。
- 18 行政関連委員会・青梅法人会女性部会役員会に参加し、市民の立場からより良い子育て環境づくり、街づくりのための進言と活動に努める。
- 19 市内市民センター文化祭や社会福祉協議会行事へ参加し、近隣市民と交流を図る。
- 20 親子や大人を対象としたボードゲームで集う会を開催し、ゲームを介しての楽しい時間を提供する。
- 21 地元の「イオンスタイル河辺」が展開する「幸せの黄色いレシート」に参加し、企業からの応援を受けるとともに、企業の地域および社会貢献事業に協力する。
- 22 文部科学省の「家庭教育支援チーム」として登録し、地域における家庭教育支援の要としての活動を続ける。
- 23 「青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会(子梅連)」にて、それぞれの団体が持つ強みを活かしながら連携を強化し、市民への更なる活動の周知、青梅市への子育て関連施策の提言等を行う。また、年に1回、「子どもふれあいフェスタ」を行政等と協働で開催する。

2.事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	乳幼児親子の居場所事業「親子スキンシップサークル」	1月～3月 9回	青梅市内市民センター	18	青梅市及び近隣市町村の乳幼児親子	270	135
	インクルーシブな学びと遊びの居場所事業「Vivoくらぶ」	4月～3月 96回	みらい館プラス	170	青梅市及び近隣市町村の未就学児から中高生まで	250	380
	子ども第三の居場所事業「みらくる」(日本財団助成金事業)	4月～3月 基本毎週 火木金土曜 200回	みらい館プラス	950	青梅市及び近隣市町村の乳幼児親子から高校生まで	3000	8400
	大人向け講座各種	4月～3月 10回	みらい館プラス	20	青梅市内及び近隣市町村住民一般	50	50
	大人の女性を対象にした心と身体を健康に保つストレッチ体操サークル「チョコ美」の定期開催	4月～3月 168回	青梅市内各所	120	青梅市及び近隣市町村の子育て中と子育てを応援する女性	2000	2700
	青梅市内イベント主催及びボランティア参加 「ちびっこランド」 「おーちゃんフェスタ」 「子どもふれあいフェスタ」	4月～3月 3回	青梅市役所他	49	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	5000	0
	多世代交流 木育おもちゃの広場・ボードゲーム会他	4月～3月 13回	青梅市内子育てひろば3か所	26	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	130	150
	多世代交流「プログラミング倶楽部」「ママリラク」「キャリアショップ」「フードパントリー」他	4月～3月 55回	みらい館プラス	105	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	550	180
	一日だけのお店体験「モノコトマルシェ」	4月～3月 6回	みらい館プラス	6	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	300	25
	市内市民センター文化祭・自治会お祭り等へのボランティア参加	4月～3月 5回	市内各所	25	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	3000	10
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育ち・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	青梅市からの常設子育て広場運営受託 子育てひろば「おひさま広場」「にこにこ」「トイトイ」	4月～3月 全広場年間 347日開館	青梅市内市民センター内	3300	青梅市及び近隣市町村の乳幼児と家族・小学生	26000	32000

④誰もが特技や資格を活かし社会参加出来る企画提供とその運営事業	青梅の森林をフィールドとした教育及び体験活動「森林環境教育指導者講習」「親子森林体験」他	4月～8月 7回	青梅市内森林 他	34	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	150	900
(1)誰もが利用でき、多世代が出会い交流できる居場所づくりや、安心して参加できる講座・イベント等を開催する事業	同上	9月～3月 14回	同上	76	同上	320	2050
⑥親や子どもの各種相談事業	子育てに悩んでいる親や、友人関係などで悩んでいる子どもの生活場面面接	4月～8月 随時	子育て広場・みらくる等	150	青梅市及び近隣市町村の親や子	希望者 全員	0
(3)親や子どもの各種相談事業や、障がい児をサポートするための相談や講習会を開催する事業	同上	9月～3月 随時	同上	210	同上	同上	0
⑥親や子どもの各種相談事業	障がいを持つ子どもと親や、子どもに関わる大人のための生活場面面接や情報提供	4月～8月 随時	子育て広場・みらくる等	150	青梅市及び近隣市町村の親や子	希望者 全員	0
(3)親や子どもの各種相談事業や、障がい児をサポートするための相談や講習会を開催する事業	同上	9月～3月 随時	同上	210	同上	同上	0
⑧子育て・子育ての活動に関する講師派遣事業	講演会・研修講師の派遣	4月～8月 2回	青梅市及び近隣市町村の各種団体、学校等	4	青梅市及び近隣市町村の全世代の住民	40	20
(2)行政、学校教育機関、他団体への子育て・子育て・多世代交流に関する企画提供と講座等を開催する事業	同上	9月～3月 4回	同上	8	同上	80	40
⑨各種事業スタッフを養成し、スキルアップを図る事業	スタッフ研修 救命救急・各種講座	4月～3月 5回	青梅市及び近隣市町村	10	青梅子ども未来スタッフ	150	0
(4)その他、目的を達成するために必要な事業	同上	9月～3月 7回	同上	14	同上	210	30

令和7年度 (2025年) 第24年度 活動予算書 (案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人青梅こども未来
[税込] (単位:円)

科 目	金 額	
【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	210,000	
賛助会員受取会費	600,000	
ふれんど会費	30,000	840,000
【受取寄付金】		
受取寄付金		4,500,000
【受取助成金等】		
受取助成金		50,000
【事業収益】		
自主・受託事業	5,800,000	
おひさま広場	10,498,000	
子育てひろばにこにこ	10,366,000	
子育てひろばトイトイトイ	10,498,000	
みらくる	6,804,000	43,966,000
【その他収益】		
雑収益・受取利息		10,000
【当期経常収益合計 (A)】		49,366,000
【前期収支差額】		9,185,638
【収益合計 (B)】		58,551,638
【経常費用】		
【事業費】		
自主・受託事業	8,162,494	
おひさま広場	10,498,000	
子育てひろばにこにこ	10,366,000	
子育てひろばトイトイトイ	10,498,000	
みらくる	8,334,000	
【事業費計】		47,858,494
【管理費】		
人件費		
福利厚生費	130,000	
事務局人件費	1,315,000	
法定福利費	120,000	
人件費計	1,565,000	
その他経費		
印刷費	20,000	
研修費	20,000	
交際費	50,000	
租税公課	75,000	
会議費	20,000	
消耗品費	110,000	
水道光熱費	125,000	
通信運搬費	100,000	
修繕費	400,000	
保険料	40,000	
賃借料	920,000	
手数料	10,000	
旅費交通費	250,000	
図書研究費	25,000	
広報費	10,000	
謝金	150,000	
予備費	6,800,000	
雑費	3,144	
その他経費計	9,128,144	
【管理費計】		10,693,144
【経常費用合計 (C)】		58,551,638
【当期経常増減額 (A) - (C)】		△ 9,185,638
【次期繰越収支差額 (B) - (C)】		0

令和8年度 (2026年) 第25年度 活動予算書 (案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人青梅こども未来
[税込] (単位:円)

科 目	金 額	
【經常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	210,000	
賛助会員受取会費	620,000	
ふれんど会費	30,000	860,000
【受取寄付金】		
受取寄付金		4,500,000
【受取助成金等】		
受取助成金		100,000
【事業収益】		
自主・受託事業	9,955,000	
おひさま広場	10,700,000	
子育てひろばにこにこ	10,700,000	
子育てひろばトイトイトイ	10,700,000	
みらくる	6,720,000	48,775,000
【その他収益】		
雑収益・受取利息		10,000
【当期經常収益合計 (A)】		54,245,000
【前期収支差額】		6,803,144
【収益合計 (B)】		61,048,144
【經常費用】		
【事業費】		
自主・受託事業	12,653,500	
おひさま広場	10,700,000	
子育てひろばにこにこ	10,700,000	
子育てひろばトイトイトイ	10,700,000	
みらくる	8,400,000	
【事業費計】		53,153,500
【管理費】		
人件費		
福利厚生費	130,000	
事務局人件費	1,315,000	
法定福利費	120,000	
人件費計	1,565,000	
その他経費		
印刷費	20,000	
研修費	20,000	
交際費	50,000	
租税公課	75,000	
会議費	20,000	
消耗品費	110,000	
水道光熱費	125,000	
通信運搬費	100,000	
修繕費	400,000	
保険料	40,000	
賃借料	920,000	
手数料	10,000	
旅費交通費	250,000	
図書研究費	25,000	
広報費	10,000	
謝金	150,000	
予備費	4,000,000	
雑費	4,644	
その他経費計	6,329,644	
【管理費計】		7,894,644
【經常費用合計 (C)】		61,048,144
【当期經常増減額 (A) - (C)】		△ 6,803,144
【次期繰越収支差額 (B) - (C)】		0